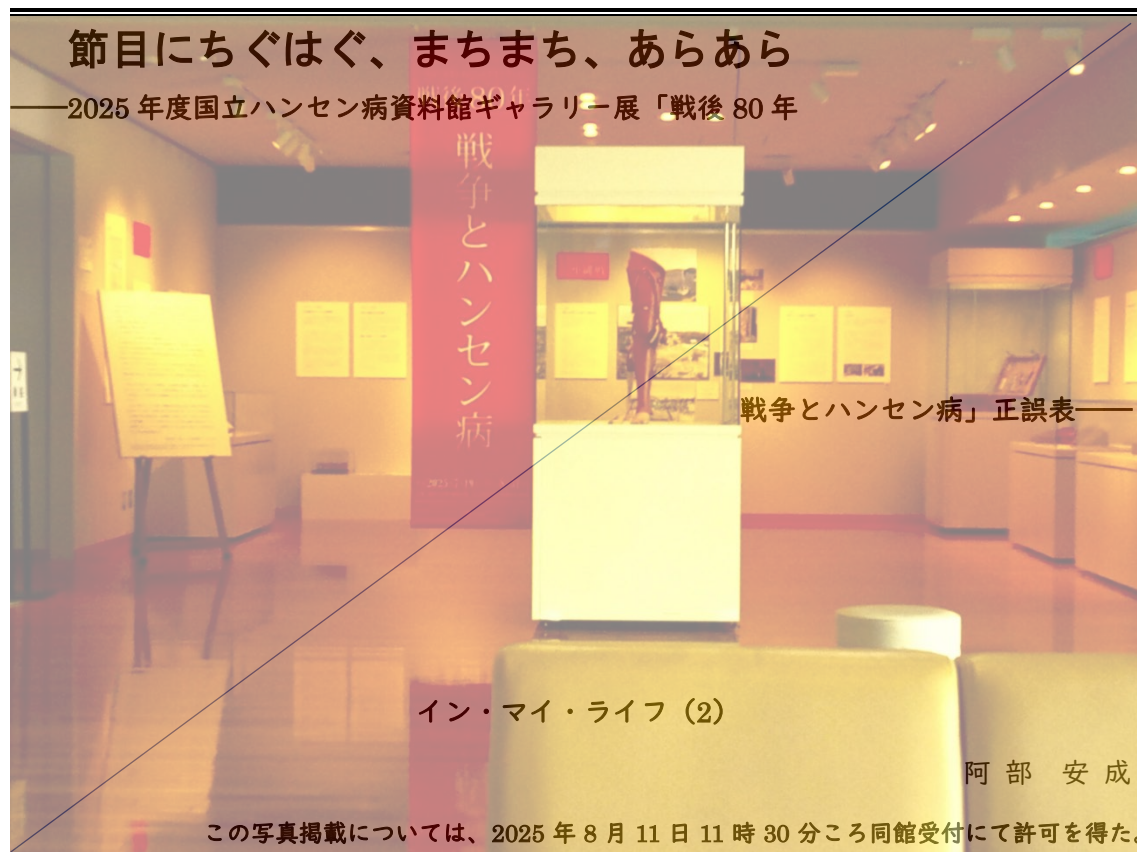




2025 年 8 月 31 日提出、一部加筆修正のうえ同年 9 月 10 日発行

戦後 80 年と数えられた今年 2025 年に、国立ハンセン病資料館（以下、ハ資、とする）は、ギャラリー展として「戦後 80 年 戦争とハンセン病」と題した展示を開催した（会期は、2025 年 7 月 19 日から 8 月 31 日まで。以下、ギ展、とする）。

同年 7 月 21 日にこのギ展を観覧して、パネルの記述にいくつかの誤りや不統一などの不備をみつけた。それを正すとともに、ギ展の批評を試みることにした。観覧まえから、ギ展への批評を主とした稿を執筆するころづもりでいたところ、誤りの多さに戦き、その正誤を明示する必要があると感じた。そこで、このワーキングペーパーの稿には正誤を記し、べつに予定している稿（『滋賀大学経済学部研究年報』2025 年 12 月発行予定に掲載）で批評を書くことにした。誤りとする根拠や、正しい情報の典拠も別稿に記す。

明らかな誤りと適切か否か疑義がある箇所とを、次ページ以降の Excel ファイルに列挙した。それぞれ順に、(01) からと、(あ) からの記号をつけた。展示パネルには通し番号がふられていないので、第 1 章から第 3 章までの数字と（展示は、「1 章」「2 章」「3 章」の三章立てで、これも第 1 章などとするのが望ましいとわたしはおもう）、書籍だと節にあた

国立ハンセン病資料館ギャラリー展正誤等表

記 号	パネル	誤	正
(01)	ごあいさつ	「日清戦争と日露戦争に勝利をした日本は、自国の「近代化」をはかり、放浪するハンセン病患者を「国辱」として「癩予防ニ関スル件」を1907年に施行します。」	法律第11号「癩予防ニ関スル件」は、1907年に公布、1909年に施行された。
(02)	ごあいさつ	「同年〔1931年――引用者阿部による。以下同〕9月に日本は満洲事変勃発以降、15年にわたる戦争に突入します。」	日本は1931年9月から「15年にわたる戦争」をしていない。
(03)	戦争とハンセン病 関連年表	1907年3月18日の項に、「明治四十年法律第十一号（通称「癩予防ニ関スル件」）成立。」の記載がある。	法律の「成立」をどの時点ととらえるのか？ 1907年3月18日は、法律第11号「癩予防ニ関スル件」の公布年月日。
(04)	戦争とハンセン病 関連年表	1931年9月18日の項に、「満洲事変が起る。以降、太平洋戦争終結までの15年間、日本と中国との間の戦闘が続いた。」の記載がある。	同年表パネルは下記のとおり「太平洋戦争終戦。」を1945年8月15日のこととする。その日と1931年9月18日とのあいだは「15年間」ではない。
(05)	戦争とハンセン病 関連年表	1948年8月15日の項に、「太平洋戦争終戦。」の記載がある。	8月15日は、いわゆる終戦の日、または終戦記念日であり、それを政府は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と呼ぶ。しかし、この日に戦争が終わったのか？ ポツダム宣言受諾の詔書は8月14日付、降伏文書調印は9月2日。
(06)	1/空襲、患者作業、医療・物資・食糧の欠乏	「参考文献」の書誌情報「清水寛『第2次世界大戦と障害者―太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権―』（埼玉大学紀要教育学部（養育科学）第39巻第1号、1990年）」	a: 清水寛「第2次世界大戦と障害者〔I〕―太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権」『埼玉大学紀要 教育学部（教育科学）』第39巻第1号、1990年、h: 国立ハンセン病資料館図書室での所蔵がない
(07)	1/空襲、患者作業、医療・物資・食糧の欠乏	「参考文献」の書誌情報「星塚敬愛園入園者自治会編『名もなき星たちよ―星塚敬愛園五十年史』（星塚敬愛園入園者自治会、1985年）」	a: 星塚敬愛園入園者自治会『名もなき星たちよ―星塚敬愛園五十年史』星塚敬愛園入園者自治会、1985年、h: 星塚敬愛園入園者自治会『名もなき星たちよ―今は亡き病友らに捧げる 星塚敬愛園入園者五十年史』星塚敬愛園入園者自治会、1985年。

記 号	パネル	誤	正
(08)	1/国立のハンセン病療養所における死亡者数の年度別推移	グラフパネルの題目に「年度別」との記載がある。	同パネル「参考文献」収載表の題目にも「年度別」とあるが、そこで参照された記念誌などに掲載された統計は「年次」「歴年」「年度」「年度別」とまちまち。ただし国立療養所毎に発行された年報の統計は年毎がほとんど。
(09)	1/国立のハンセン病療養所における死亡者数の年度別推移	「参考文献」の書誌情報「清水寛「第2次世界大戦と障害者（1）－太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権－」（『埼玉大学紀要教育学部（教育科学）39巻1号、1990年）」	上記（06）正におなじ。
(10)	1/国立のハンセン病療養所における死亡者数の年度別推移	「参考文献」の書誌情報「藤野豊『日本ファシズムと医療』（岩波書店、1993年）」	a, h: 藤野豊『日本ファシズムと医療―ハンセン病をめぐる実証的研究』岩波書店、1993年
(11)	1/国立のハンセン病療養所における死亡者数の年度別推移	「参考文献」の書誌情報「沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』（宮古南静園入園者自治会、2007年）」	a: 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』宮古南静園入園者自治会、2007年、h: 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集』宮古南静園入園者自治会、2007年
(12)	1/ハンセン病療養所の「銃後」	「もつと直接お國の役に立ちたいんだ／俺の体では健康者の中へは行けない／併し普通の労働にはたへられる／自信はある／－藤村詩朗「夢は現実の前触である」」	原文の「國」を旧漢字のまま転載しながら、「勞」「現實」「前觸れ」は新字にかえている。また、原文の「勞動」が「労働」にかわっている。
(13)	1/ハンセン病療養所の「銃後」	「1937年にはじまる日中戦争と1941にはじまるアジア・太平洋戦争」	*
(14)	1/園内誌『山桜』（第25巻第2号、1943年2月）	「1919に創刊された」	*

国立ハンセン病資料館ギャラリー展正誤等表

記 号	パネル	誤	正
(15)	1/『山桜』（第25巻第4号、1943年4月）	「1943年代には」	*
(16)	1/日本植民地下のハンセン病療養所	「参考文献」の書誌情報「ハンセン病問題に関する検証会議『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』（財団法人日弁連法務研究財団、2005年）」	a: ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』日弁連法務研究財団、2005年、h: ハンセン病問題に関する検証会議（編ありも）『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』日弁連法務研究財団、2005年
(17)	1/台湾と小鹿島における被害	「参考文献」の書誌情報「国立ハンセン病資料館ブックレット2『ハンセン病問題関連法令等資料集 増補改訂版』（国立ハンセン病資料館、2021年）」	a: 国立ハンセン病資料館編『ハンセン病問題関連法令等資料集 増補改訂版』国立ハンセン病資料館ブックレット2、国立ハンセン病資料館、2021年、h: 国立ハンセン病資料館『ハンセン病問題関連法令等資料集』国立ハンセン病資料館ブックレット、国立ハンセン病資料館、2021年、増補改訂版
(18)	1/小鹿島病院に遺された神社など	「提供」の書誌情報「『絆—らい予防法の傷痕』人間と歴史社」	a: ハ重樫信之『絆—「らい予防法」の傷痕 日本・韓国・台湾』人間と歴史社、2006年、h: ハ重樫信之『絆—「らい予防法」の傷痕—日本・韓国・台湾』人間と歴史社、2006年
(19)	2/沖縄	引用史料原典の書誌情報「一上城ケイのこと」（松岡和夫『聞き書き集 我が身の望み』松岡和夫、1995年）」	「上城ケイさんのこと」、a: 松岡和夫『聞き書き集 我が身の望み』1995年、h: 松岡和夫『我が身の望み—聞き書き集』松岡和夫、1995年
(20)	2/沖縄	「参考文献」の書誌情報「吉浜忍、林博史、吉川由紀編『沖縄戦を知る辞典 非体験世代が語り継ぐ』（吉川弘文館、2019年）」	吉浜忍、林博史、吉川由紀編『沖縄戦を知る事典—非体験世代が語り継ぐ』吉川弘文館、2019年、h: 吉浜忍『沖縄戦を知る事典—非体験世代が語り継ぐ』吉川弘文館、2019年
(21)	2/沖縄	「参考文献」の書誌情報「沖縄愛楽園入園者自治会編『命ひたすら—療養50年史—』（小底秀雄、1989年）」	a: 『命ひたすら—療養50年史』沖縄愛楽園入園者自治会、1989年、h: 〔国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会〕『命ひたすら—療養50年史』国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会、1989年

国立ハンセン病資料館ギャラリー展正誤等表

記 号	パネル	誤	正
(22)	2/下) 壊滅状態と 国頭愛楽園	「壊滅状態と国頭愛楽園」	*
(23)	2/終戦とアメリカ 統治下の療養所	引用史料原典の書誌情報「里山るつ『歌集 屋我地島』（里山るつ、1983年）」	a: 『歌集 屋我地島』里山るつ、1983年、h: 里山るつ『屋我地島―里山るつ歌集』里 山るつ、1983年
(24)	3/軍人癩	「発病誘因で最も多いの戦時下の過労であり、」	*
(25)	3/軍人癩	「「（今後一引用者注）入院治療を要する程度の戦傷及び戦病の数は少くとも3百萬は 下らない」と推定し、」	「入院治療を要する程度の戦傷及び戦病の数を少くとも3百万は下らないと推定す る。」
(26)	3/軍人癩	「日中戦争以降（1937年～）から1946年5月まで、戦地で発症した患者の数は624名と 1948年に発表」	まず連続する「以降」「～」「から」の語がくどい。宮崎があげた数値「624名」は 「戦地で発症した患者の数」ではない。
(27)	3/軍人癩	「を設立するのに携わった人物としても知られてます。」	*
(28)	3/立花誠一郎さん の経験をたどる	「参考文献」の書誌情報「立花誠一郎「聞き書き カウラ戦記」	話し手 立花誠一郎、聞き手 岡山県ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援員、編集 楓編集委員会「聞き書き カウラ戦記」

国立ハンセン病資料館ギャラリー展正誤等表

記 号	パネル	誤	正
(29)	3/立花誠一郎さんの戦後	「心こめて平和祈念の碑を建てる「傷痕」われらの終わりの仕事ぞ」	「心こめて平和祈念の碑を建てる「傷痕」われらの終りの仕事ぞ」
(30)	3/立花誠一郎さんの短歌の一部を紹介します。	「読むくるる児の少なきも八月の書架に原爆図書を並べぬ」	「読みくるる児の少なきも八月の書架に原爆図書を並べぬ」
(31)	3/聞き書き　カウラ戦記	「聞き手：岡山健ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援員」　「編集：楓編集委員会」	「岡山県」　「楓編集委員会」
記 号	パネル	適切か否か疑義がある箇所	コメント
(あ)	ホームページ、ポスター、フライヤ、など	展示題目「戦争とハンセン病」	書名などの題目は著作権保護の対象とはならないとのこと。平凡で個性のない展示名ともいえるそれには、先行する図書があった。かかる先例があるなかで、なぜ完全一致の同一名としたのか？
(い)	ごあいさつ	「日清戦争と日露戦争に勝利をした日本は、自国の「近代化」をはかり、放浪するハンセン病患者を「国辱」として「癩予防ニ関スル件」を1907年に施行します。」	主語が「日本」であり、茫漠とした文ではある。なにを「国辱」とする議論をどこでして、それがどう法律の施行であれ公布であれ、それにつながったのか？「近代化」と「国辱」の語につく鍵括弧はなにを意味するのか？
(う)	1/国立のハンセン病療養所における死亡者数の年度別推移	パネル「国立のハンセン病療養所における死亡者数の年度別推移」の「参考文献」である清水寛の稿	左記グラフパネルで「参考文献」としてもちいられた清水寛の稿には、誤りがとても多い。すでに同稿発表から35年を経たいま、依然として同稿に依拠しなくてはならないのか？

記 号	パネル	適切か否か疑義がある箇所	コメント
(え)	2/沖縄	「沖縄に駐屯していた日本軍が、在野のハンセン病患者を危険視し、」	「在野」の語が、この文脈で適切なのか？
(お)	2/沖縄	「戦争の跡は今も入所者が「生活」をしている両療養所に残され」「入所者が逃げ込んだガマ」が「宮古南静園」にある。	その「ガマ」が「ぬすとうぬガマ」を指すとしたら、それは宮古南静園内にあるのか？
(か)	2/終戦とアメリカ統治下の療養所	「米軍は1945年4月21日に国頭愛楽園に上陸し、」	米軍は直に同園に「上陸し」たのか？
(き)	2/平和の礎	「沖縄愛楽園と宮古南静園で戦死した入所者の刻銘」	「戦死」の語が、この文脈で適切なのか、「沖縄愛楽園」に「戦死」者がいたのか？
(く)	2/ジェラルミン製のすり鉢、など	「戦後直後」	いったいつなのか？
(け)	全般	「日中戦争」「アジア・太平洋戦争」「十五年戦争」「沖縄戦」	これらの戦争の重なりぐあいや連続性や関係性が、観覧者によくわかるか？

る構成の題目とを記した。

なお、書誌情報の正誤については、絶対の正しい表記はないともいえるので、奥付をみたうえでわたしの観点からの書誌情報を、a:、のあとに、ハ資の蔵書検索で表示される書誌情報（ただし、項目別に出てくるので、その表記にはわたしの書き方が籠っているともいえる）それを、h: のあとに記した。

また、あえてわたしが正しい表記を示す必要はないとおもった箇所には、＊、を記した。

適切か否か疑義がある箇所について、本稿ではひとまず、その疑義を示すにとどめた。

不統一という点では、ギ展パネルには、出典の巻号数や合併号の月次の記し方などにおいて、一貫性のない表記が目についた。それらについては、いちいちあげない。

前記 Excel ファイルの（01）の誤りは、わたしには衝撃だった。理由は、「ハンセン病」を館名にかかげ、それを固有の領域としてみずからの業務に課した館での展示において、基礎事項といえる法律の公布と施行にかかわる年次の間違えだからだ。展示の会期にさきだって、館内で学芸員同士での内覧などをしていないということなのか、主催者が2館あるのに両館で精査しなかったのか。

この誤りについてはさすがに気の毒に感じたので、ギ展を初めてみた7月21日の15時30分ころに、同館の通常のアンケート用紙に、「ギャラリー展「ごあいさつ」の「癩予防ニ関スル件」を1907年に施行は誤り '25.7.21」とだけ記して、所定の箱に投函した。ところが、そのつぎに同館へいった7月25日にも、そのつぎの26日も、そのままの記載がつづき、とうとう、会期末の8月31日の観覧時にも、その修正を認めることができなかった。ハ資ではアンケートなるものが、機能していないのだろう。

それどころか、ギ展最終日の8月31日には、遅いお昼ご飯をいただいて館にもどったときに、15時ころだったろうか、受付経由で同館学芸員と話す機会を得たが……その詳細を記すのはやめよう。その日の閉館時刻がきても、ギ展「ごあいさつ」パネルでは、法律第11号の施行が「1907年」と記されたままで、「戦後80年」をかかげたおよそ2か月にわたる同館の展示が終った。

「戦後80年」という一つの区切りの年と喧伝された2025年は、この「戦争とハンセン病」と題されたギャラリー展示をもって、国立ハンセン病資料館の歴史のおおきな節目（turning point）の年でもあった。

速報性を優先して、まずは、ギ展についての正誤と疑義を発信する。